

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の 利用者範囲拡大に伴う清算・決済規程等の一部改正について

2016年12月14日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、清算・決済規程等の一部改正を行い、2017年1月30日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）において、国債証券先物取引及び金利スワップ取引に係るリスクの相殺を可能とすることにより金利スワップ清算参加者等の担保負担の軽減を図る「クロスマージン制度」の利用者範囲拡大が予定されていることに伴い、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. 国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用等

・ クロスマージン利用者による国債先物承継は、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとします。

・ クロスマージン利用者による国債先物バックアップ受託者の指定は、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとします。

2. その他

・ その他所要の改正を行うものとします。

（備考）

・ 清算・決済規程第4条の14第1項、受託契約準則第14条の14第1項

・ 清算・決済規程第4条の14第2項、受託契約準則第14条の14第2項

III. 施行日

・ 2017年1月30日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2017年1月30日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行することとします。

以上